

農業共済事業の健全な発展を求める意見書

先般実施された行政刷新会議による事業仕分けにおいて、農業共済の共済掛金国庫負担金及び農業共済事業事務費負担金について、いずれも「三分の一程度の予算要求縮減」との結論が出された。

農業は自然に左右されることが最も大きい産業であり、特に本県は、台風による風水害に度々見舞われているところである。こうした災害から農家の経営を守り、農業の自律的な発展を支えているのが農業共済制度である。農作物の被害率は一般の損害保険に比べて非常に高く、それゆえ掛金が高くなることから、国は農業災害補償法に基づき、掛金の二分の一を負担し、より多くの農家が農業共済制度に加入できるよう支援してきたところである。

農業共済組合が事業運営にあたり経費の無駄を削減し、経営努力につなげることは極めて有意義であるが、事業仕分けによって、農業共済制度の負担金が削減され、結果的に農家の負担が増大することは、我が国農業の発展を阻害することにつながるものである。

よって、国においては、農業共済制度の健全な発展を図るとともに、国庫負担金の縮減が農家の負担増大につながらないように、必要な予算措置を講じることを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年12月11日

宮 崎 県 議 会

衆議院議長	横路孝弘様
参議院議長	江田五月様
内閣総理大臣	鳩山由紀夫様
国家戦略担当大臣	菅直人様
内閣官房長官	平野博文様
財務大臣	藤井裕久様
農林水産大臣	赤松広隆様